

令和5年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：令和5年5月24日（水）
午後2時から午後3時45分
場 所：県庁2階人事委員会審理室
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
（司 会）：青少年育成班 班長
：青少年育成班 主幹

1 概略

審議の前に、司会から委員4名はあらかじめ欠席の連絡があったことを報告し、出席委員11名での審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、子ども生活福祉部長は、改選に伴い審議会委員11名に委嘱状を交付し、あいさつを行った。

続いて、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第5条第1項に基づき、出席委員11名及びweb参加の委員1名の互選により、会長を決定した。

会長互選後、web参加の委員は退出した。

続いて、事務局、各審議会委員から自己紹介を実施した。

会長が欠席だったことから、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第5条第3項に基づき、あらかじめ指名された委員を会長代理とした。

そして、事務局による審議会概要説明後、会長代理の進行により、有害図書3冊の諮問について審議を行った。

審議終了後は、事務局から昨年度の青少年健全育成の取組等について報告を行い、審議会を閉会した。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付式
- (3) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ
- (4) 会長互選
- (5) 自己紹介
- (6) 審議会概要説明
- (7) 議事
 - ・有害図書の諮問
 - ・青少年健全育成活動の取組結果報告等
- (8) 閉会

2 審議状況

会長代理

会長から会長代理の指名を受けましたので、ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、有害図書について審議していきます。

まず審議会の概要について、事務局から説明して下さい。

事務局

ご説明いたします。

まず、お手元の審議会資料5ページをご覧ください。

こちらは、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例でございますが、本審議会は、この条例に基づいて設置される沖縄県の附属機関でございます。

同条例第2条の各号に、本審議会の担任する事務が規定されております。

第1号と第2号は、沖縄県青少年保護育成条例第19条第1項と第2項の規定について、第3号は、いじめ対策推進法第28条第1項の規定に関することを規定しております。

今回は有害図書の指定について審議いたしますので、それに関係するものを抜粋してご説明いたします。

まず、配付資料7ページをご覧ください。

これは、本審議会に関係する条例や規則などの抜粋版となります。

7ページを見ますと第19条「審議会への諮問等」がございます。

第1項は(1)～(9)号まであるのですが、今回は(4)号「有害図書関係」の審議となります。

なお、緊急の場合は、審議会に諮ることなくこれらの措置を取ることができることとされております。ただし、その場合には、事後速やかに、本審議会に通知すべきこととされております。

設置条例の担当事務の青少年の健全育成に関する事項といじめ防止対策推進法についての説明は今回は省略します。

早足となりましたが、以上で概要の説明を終わります。

会長代理

只今の事務局の説明について、何か御質問はございますか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

まず、配布資料の4ページをご覧ください。

本日の審議は、玉城知事から有害図書の指定について諮問がありますので、3冊の図書について審議していきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

有害図書の指定につきましては、青少年の健全育成に悪影響のあると認めた図書等を有害図書に指定し、青少年が閲覧・購入できないようにするものです。

今回、諮問している図書は、県内の書店等で一般雑誌として陳列販売されていたものを3冊選定しました。

各1冊づつしかありませんが、回したいと思いますので、ご確認ください。

各図書別に有害図書に指定する理由を確認していきたいと思います。

なお、図書の抜粋版を別添資料にまとめていますので、諮問の際には、そちらを確認していただければと思います。

では、別添資料「有害図書指定 No.1」をご覧ください。

諮問図書1冊目は、

図書名：裏モノJAPAN 2023年6月号

発行日：2023年4月24日

発行所：株式会社 鉄人社

です。

有害図書として諮問する理由は、内容を事務局で確認したところ、

- ・ 女性の肉体の全部または一部を露出している写真がある（卑猥な又は扇情的な感じを与える）
- ・ 卑猥な経験談を紹介している（卑猥な又は扇情的な感じを与える）
- ・ 裏風俗情報を紹介している（卑猥な又は扇情的な感じを与える）
- ・ 合法ドラッグの紹介がある（薬物犯罪を助長するおそれがある）
- ・ 盗撮ツールの紹介がある（犯罪行為を助長するおそれがある）

など犯罪や卑猥な内容が掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

裏モノJAPAN2023年6月号は、現時点、他の都道府県での有害指定はされていませんが、以前の別月号は、他の都道府県でも指定されています。

次に、別添資料「有害図書指定 No.2」をご覧ください。

諮問図書2冊目は、

図書名：実話ナックルズ 2023年6月号

発行日：2023年4月28日

発行所：株式会社 大洋図書

です。

有害図書として諮問する理由は、内容を事務局で確認したところ、

- ・ 現役暴走族について紹介している（暴力を容認し又は賛美している）
- ・ 女性の肉体の全部または一部を露出している写真がある（卑猥な又は扇情的な感じを与える）
- ・ 援助交際について紹介している（性被害につながるおそれがある）
- ・ ブルセラについて紹介している（規範意識の低下につながるおそれがある）
- ・ パパ活について紹介している（性被害につながるおそれがある）

など卑猥な内容や犯罪被害につながるおそれのある内容が掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

実話ナックルズ2023年6月号は、現時点、他の都道府県での有害指定はされていませんが、以前の別月号は、他の都道府県でも指定されています。

次に、別添資料「有害図書指定 No.3」をご覧ください。

諮問図書3冊目は、

図書名：潜入！闇バイトと日本のシン裏社会

発行日：2023年4月13日

発行所：株式会社 宝島社

です。

有害図書として諮問する理由は、内容を事務局で確認したところ、

- ・ 「ユーチューバー狩り」について詳細に紹介している（犯罪行為を助長するおそれがある）
- ・ 「いただき女子」について詳細に紹介している（犯罪行為を助長するおそれがある）

れがある)

- ・ 「同人AV」について詳細に紹介している（犯罪行為の助長、性被害につながるおそれがある）
- ・ 「ランサムウェア」について詳細に紹介している（犯罪行為を助長するおそれがある）
- ・ 「オンラインショップ詐欺」について詳細に紹介している（犯罪行為を助長するおそれがある）

など青少年が模倣するおそれがある犯罪について、詳細かつ具体的に掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

潜入！闇バイトと日本のシン裏社会は、現時点、他の都道府県での有害指定はされていません。

次に、審査表の記載方法をご説明いたします。

それぞれの図書ごとに「認定基準」に該当する記号があれば、○を付けて下さい。

認定基準の記号につきましては、「有害図書の認定基準」でご確認ください。

該当すると思われる記号があれば、複数に○を付けても構いません。

「指定の要否」欄には、子ども達の健全育成を阻害するおそれがあると認められる場合は、「要」に○を付け、阻害するおそれはないと判断した場合は、「否」に○をお願いします。

参考事項欄には、当該図書の指定に関する御意見等を自由に御記載下さい。余白に書いていただいても結構でございます。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により、出席した委員の過半数で決定することとし、可否が同数の場合は、会長の決するところにより決定することとなります。

今回は、会長が欠席のため、可否が同数の場合は、会長代理が決定します。

以上で、事務局の説明を終わります。

会長代理

ただいまの説明について御意見、御質問はありませんか。

委員

有害図書に指定されるとどのような扱いになるのでしょうか。

事務局

お答えいたします。

有害図書に指定されますと、青少年（0歳から18歳未満の子どもたち）に店が販売することが禁止されます。また、貸し出したり閲覧させたりするなども禁止になります。

また、店舗側は、一般に有害図書が販売できないわけではなく、決められた陳列方法に従って販売することができます。

まずは、18歳未満は購入できないという表示をする義務があります。

更に、仕切りで囲うなど、青少年から見えない方法で陳列しなければなりません。

それができない場合は、コンビニなどで多く見られますが、雑誌を紐でくくったり、ビニールで包むなど、内容が見れない状態にして陳列しなければなりません。

そのような方法で販売されていない場合は、条例違反ということで、処罰の対象

になります。

会長代理 そのほかに審査について質問はございませんでしょうか。
質問がなければ、各図書について審査をお願いします。

委 員 ～ 審 査 ～

事務局 補足で説明します。
有害図書は、県知事が指定していますが、必ず県知事の指定が必要というわけ
なく、

書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな
姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵
で、規則で定めるものを掲載するページの数が当該書籍又は雑誌のページ総数
の5分の1以上を占めるもの又は20ページ以上あるもの

ビデオテープ又はビデオディスクであって、全裸、半裸若しくはこれらに近
い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面で規
則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの

などの書籍などは、知事の指定を得ずに、包括指定として、有害図書等とすること
ができます。

いわゆるエロ本などの成人雑誌などは、知事の指定を受けていなくても、有害図
書になります。

会長代理 審査が終わりましたら、事務局が回収しますので、挙手をお願いします。

事務局が集計する間に、今回の図書についてなどについて、それぞれ、何か御意
見や御感想などはありませんでしょうか？

委 員 世間では、パパ活、援助交際に至ってしまう子が少なくなき、バイト感覚の軽い
気持ちで始めて、抜けられなくなることがあります。

そういう状況の子たちを守るために、図書のほか、ツールについて考えていかな
いといけないと感じました。

会長代理 図書に限らず、インターネットで情報を拾っていくことが多いと思います。

成人についても、普通のバーに行って普通に声をかけて薬を入手するというこ
とが経験上、増えている気がします。

関係機関の方と話をする機会がありましたが、捜査機関が協力していても、手が
回らないほど薬物事犯が多いそうです。

また、子ども達についても、寂しさからなのか、SNSで簡単に大人と繋がって
しまい、女の子が簡単に裸の写真を送ってしまったりすることがあります。

子どもたちの被害が広がる機会が増えていると感じます。

子どもたちの居場所、シェルターなども含めて、存在不安やヤングケアラーにつ
いても、もっと世の中で支えることができたらと思います。

委 員 今は、年齢に関係なく、小学校低学年の子でも、スマホを扱うことができます。

子どもたちは、好奇心が強いので、軽い気持ちで裸の写真を撮ったりすることがあり心配なところではあります。

今は、変な人についていけないとか、親や学校は口酸っぱく言っていますが、どうしても好奇心が強いところがあり、言葉巧みに誘ってくる大人について行ってしまうことがあります。

指導をしっかりしていても、難しいところがあります。

家庭に問題がある場合も多く、対応が難しくなってきます。

委員 有害図書といえば、昔はエロ本といったものだと思っていましたが、今回審議した図書の内容に驚いています。

こんなに犯罪に関することが具体的に書かれているとは思っていませんでした。

研修会などでも、犯罪につながるネット問題などはよく取り上げますが、このような図書に犯罪情報などが詳しく書かれているということを実感しました。

会長代理 ピッキングのやり方を詳細に書いている本もありました。

子どもたちがそれを真似して、安易な気持ちで空き巣などをやったらどうするのかと思います。

そういうことを考えずに、売れば良いと思って作られているところがあると思います。

そのような図書を県の方で有害図書として指定していくことは大事だと思います。

委員 有害図書指定の必要性を強く感じました。

会長代理 それでは、事務局の集計が終了したようですので、集計結果をお願いします。

事務局 集計結果を報告します。

1冊目の図書「裏モノJAPAN2023年6月号」の集計結果は、認定基準該当の可否について11名全員の方が該当するとされており、指定の要否について11名全員の方が必要と回答されています。

2冊目の図書「実話ナックルズ2023年6月号」の集計結果は、認定基準該当の可否についても、11名全員の方が該当するとされており、指定の要否について11名全員の方が必要と回答されています。

3冊目の図書「潜入！闇バイトと日本のシン裏社会」の集計結果は、認定基準該当の可否についても、11名全員の方が該当するとされており、指定の要否について11名全員の方が必要と回答されています。

以上で集計結果の報告を終わります。

会長代理 3冊とも、全員一致で該当基準に該当し、有害図書と認めるとの結果となりましたので、有害図書として答申することといたします。

以上で審議を終了します。
次にその他報告事項を事務局からお願いいたします。

事務局

事務局から2点報告があります。

1点目は、非行防止活動及び健全育成の取組です。

まず、令和4年度「深夜はいかい防止」「二十歳未満者飲酒防止」県民一斉行動の活動結果についてですが、昨年度はコロナの影響もあり、例年実施している各市町村の住民大会等はほとんどが中止となりましたが、YOUTUBE配信による住民大会を実施する自治体があるなど、それぞれの市町村でできることを実施しております。

市町村、関係機関に協力してもらい、約5,100枚のチラシ、ポスターを配布しました。

また、作文、ポスター、標語作品の応募をかけ、12名の優秀作品が決定し、表彰しております。

ポスターと標語での優秀作品は、今年度の深夜はいかい防止活動のチラシ、ポスターに採用されます。

その他に、善行少年や青少年育成功労者等の表彰では30名の表彰が決定しました。

2点目は、有害環境の浄化取組の活動でございます。

まず、市町村と連携しまして、社会環境実態調査を実施しました。

県では、沖縄県青少年保護育成条例の遵守状況を把握、指導する目的で、毎年、市町村と連携して、コンビニや書店等の有害図書取扱店舗、ゲームセンターやビリヤード場等の興行施設等の社会環境実態調査を実施しています。

昨年度は、コンビニで有害図書の区分陳列ができていなかった店舗について、コンビニ3社に対して情報提供し、改善依頼をいたしました。

次に、沖縄県青少年保護育成審議会についてですが、1回開催し、有害図書を2冊指定しました。

以上で事務局からの報告を終わります。

会長代理

質問はございませんか。

特に質問はないようですので、以上で、本日の審議を終了します。

～ 議事終了 ～

以 上